

平成23年 8月25日

宝塚市長 中川智子様

宝塚市廃棄物減量等推進審  
議会 会長 中丸寛信



市内における資源ごみ持ち去り行為への対策について（答申）

## 1 はじめに

市は、紙・布、かん・びんを資源ごみとして分別収集している。これら資源ごみの収集日に県外ナンバーの車両に乗った持ち去り業者がごみステーション周辺を徘徊し、新聞紙やダンボール等を持ち去って行くという行為について、持ち去り業者の車両による危険性、資源ごみの持ち去りによる市の資源ごみ売却収入の減少、持ち去り業者が持ち去り時に発生させる騒音に対する苦情、持ち去り行為が横行することにより市民のごみ分別意欲の低下等の問題があり、市民や議員の皆さんから持ち去り行為を防止する対策を講じるよう意見・要望を受けている。

市は、行政回収と集団回収を両輪として資源ごみの回収を行って来たが、最近、他の自治体において資源ごみの持ち去りを排除するため、条例を制定する自治体が増えており、市においても条例化の検討を迫られていた。

しかし、条例化についてはその実効性を担保するためには、パトロールが必要であると考えており、昨今の市の財政状況からは、多額の費用を要すると思われるパトロールを行うことは困難であり、集団回収を充実させることにより持ち去り行為への対策としたいとしていた。

このような経緯を踏まえ、本審議会において資源ごみ持ち去り行為への対策について、条例化を含め有効な対策について審議するよう諮問を受けた。

## 2 答申に向けて

本審議会ではこの諮問を受け、4回の審議会を開催しこの問題について審議を重ねてきたが、以下に審議会における審議経過について述べる。

まず1回目には、資源ごみの持ち去り行為の現状と課題、持ち去り行為による被害額と対策費、先進自治体の条例（※資料1）、市が行ったパトロールの結果等につい

て事務局から説明を受け、諮問内容についての審議会委員の理解を図ることに努めた。

次に2回目では、伊丹市で行われている紙・布の収集方法（以下「伊丹方式」という。※資料2）、西宮市で行われているのぼり・看板等の貸し出しによる啓発活動、制定された条例による持ち去り行為の防止効果及びパトロール経費、告訴事例、持ち去り業者が来ている大阪府下の持ち去りの状況、等について調査結果の報告を受け、資源ごみ持ち去り対策に関する審議会委員の理解を図った。

3回目では、伊丹方式についての各種資料を基に、宝塚市で同方式が導入出来るかについて審議を行った。伊丹市のごみ収集は、ごみ種ごとに業者に委託するという収集委託方式であったため、収集方法の切替えが比較的スムーズに行えたが、宝塚市の収集委託方式は、全ごみ種を区域ごとに業者に委託し収集する方式であるため、直ちに導入することは困難であるが、伊丹方式は委託料の減や業者間の自主規制につながる可能性があることから、今後、その導入の可能性を検証し、可能であるなら導入することを求めることとした。

また、条例の検討について、先進自治体の条例を類型化し①所有権明記・罰則有り型（桜井市等）、②持ち去り行為禁止・罰則有り型（世田谷区等）、③持ち去り行為禁止・罰則無し型（福山市等）の三つの型（※資料3）について審議することとした。

最後4回目では、条例を制定することについて、必要があるとする委員、必要がないとする委員に別れ、活発な意見表明をいただいた結果、条例の制定は必要であるとの結論に至った。

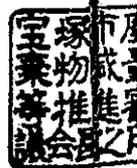
次に、条例が対象とする資源ごみの種類については、紙・布だけではなくかん・びんも対象にすることを確認し、条例の形式については、前述の三つの型のうちから罰則を設ける取締り型ではなく、福山市の条例のように公表はするが罰金等の罰則は設けない抑止型の条例の制定を支持する意見が多数となった。

### 3 答 申

上記の審議を踏まえ、審議会は、次のとおり答申する。

#### 1 条例を制定することは必要であると考えます。

その内容については、持ち去り行為を禁止するが、罰則等を設定するまでの必要はないとの意見から、持ち去り行為禁止・罰則無しとするが、禁止行為を繰り返す場合は、公表することにより持ち去り業者を牽制するという抑止型の条例を制定す

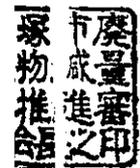


ることを求める。

- 2 条例の抑止力を担保するために、西宮市の例を参考に「のぼり・プレート・立看板」等を作成し、希望される自治会、団体に貸出しを行い、それを掲示することによって、持ち去り業者への牽制とする。一方パトロールについてはその費用・労力の負担等を考え、取締りを目的としたパトロールの実施までは求めないものとする。
- 3 持ち去り行為への対策として、従来から市が掲げている集団回収については、有効な対策であると思われるため、今後も促進に努めること、また、ごみ出しのルールの徹底についても市民への啓発に努めることを求める。
- 4 最後に、今後、条例の効果等を検証し見直すことに併せ、伊丹方式の導入の可能性を検証し、可能であるなら導入することを求める。

なお、委員から伊丹方式導入を進めるよう強い要望があったことを付言する。

以上



# 資料

## 先進自治体の条例の分類

No.	自治体名	所有権明記	持ち去ることを禁止	行為の禁止命令	公表	過料規定	罰金、科料規定
1	茨城県守谷市	○	○	×	×	×	×
2	栃木県小山市	×	○	○	×	×	20万円以下
3	群馬県前橋市	×	○	○	×	×	20万円以下
4	埼玉県志木市	○	○	×	×	×	×
5	千葉県市川市	○	○	×	×	5万円以下	×
6	千葉県松戸市	×	○	×	×	5万円以下	×
7	東京都墨田区	○	○	×	×	×	×
8	東京都世田谷区	×	○	○	×	×	20万円以下
9	東京都杉並区	×	○	○	○	×	20万円以下
10	東京都北区	×	○	○	×	×	20万円以下
11	神奈川県横浜市	○	○	×	×	×	×
12	神奈川県相模原市	×	○	○	×	×	20万円以下
13	神奈川県藤沢市	×	○	○	×	×	20万円以下
14	神奈川県座間市	○	○	×	×	×	×
15	石川県金沢市	×	○	○	×	×	20万円以下
16	石川県白山市	×	○	○	×	×	20万円以下
17	愛知県春日井市	×	○	○	×	×	20万円以下
18	滋賀県大津市	×	○	○	○	×	×
19	滋賀県草津市	×	○	○	○	×	×
20	滋賀県守山市	○	○	×	×	×	×
21	奈良県桜井市	○	○	×	×	×	3万円以下
22	和歌山県岩出市	×	○	○	×	×	20万円以下
23	岡山県岡山市	×	○	○	×	5万円以下	×
24	広島県呉市	○	○	×	×	×	×
25	広島県福山市	×	○	×	○	×	×
26	広島県東広島市	×	○	×	×	×	×
27	愛媛県松山市	×	○	○	×	×	20万円以下
28	熊本県熊本市	×	○	○	×	×	20万円以下
29	鹿児島県日置市	×	○	○	×	×	20万円以下
30	沖縄県那覇市	×	○	○	×	1万円以下	×
31	山口県下関市	○	○	○	×	×	20万円以下

## タイプ別分類

所有権明記型	罰金、過料無し		7
	過料有り		1
	罰金、科料有り		2
	計		10
持ち去り行為 禁止型	罰金、過料無し	公表無し	1
		公表有り	3
	過料有り	公表無し	3
		公表有り	0
	罰金、過料有り	公表無し	13
		公表有り	1
計		21	

## 伊丹方式（伊丹市で行われている紙・布の収集方法）とは

### 【伊丹市の収集体制】

- ・ 燃やすごみ・燃やさないごみ・燃やす大型ごみ・容リプラは、委託業者（全て許可業者）がごみ種ごとに収集
- ・ 資源物の内、びん・ペットボトルは、環境事業協同組合（許可業者の集まり）が収集
- ・ 資源物の内、古紙・古着・紙パックは**伊丹市エコリサイクル事業協同組合**が収集
- ・ 燃やすごみと容リプラの一部を直営収集している。

### 【伊丹市エコリサイクル事業協同組合】

- ・ H19年度に組合設立
- ・ 組合員は、大本紙料(株)・共栄紙業(株)・マツダ(株)・(株)伊丹リサイクルセンター等古紙回収大手の4者で構成。  
上記4者に所属するものとして、個人業者が含まれている。

### 【伊丹市エコリサイクル事業協同組合と伊丹市の関係】

- ・ 収集車両には、組合員が乗車し回収を行う。
- ・ 「伊丹市エコリサイクル事業協同組合」と記載した横断幕を装着して収集に回る。
- ・ 古紙等については、市は収集を行わない。

以上のように、伊丹市では古紙・古着・紙パックについて、伊丹市エコリサイクル事業協同組合が市と覚書を交わし収集を行っている。

審議会では、これを伊丹方式と表現した。

●福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

(家庭系廃棄物の持去りの禁止)

第 12 条の 2 市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者その他市長が適当と認める者以外の者は、前条第 1 項の規定により所定の場所に持ち出された家庭系廃棄物を持ち去ってはならない。

(勧告等)

第 27 条 市長は、第 17 条第 1 項の規定による計画書を提出しなかった者及び同条第 3 項の調査及び指導に協力しなかった者に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者その他市長が適当と認める者以外の者が、第 12 条の 2 の規定に違反して、家庭系廃棄物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう指導することができる。

(公表)

第 28 条 市長は、前条の規定により勧告又は指導を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

●桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

(資源物の所有権)

第 10 条の 2 前条第 2 項の規定により排出された資源物の所有権は、桜井市に帰属する。この場合において、市又は市が指定する者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

第 12 章 罰則

第 68 条 次の各号の一に該当する者は、30,000 円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 10 条の 2 の規定に違反した者
- (2) 第 55 条の規定に違反した者
- (3) 第 62 条第 1 項の規定による届出をしなかった者

## ●世田谷区清掃・リサイクル条例

(収集又は運搬の禁止等)

**第 31 条の 2** 第 35 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となる物として区長が指定するものについては、区長及び区長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 区長は、区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

追加〔平成 15 年条例 81 号〕

### 第 8 章 罰則

**第 79 条** 次の各号の一に該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 31 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者
- (2) 第 34 条第 4 項の規定による命令に違反した者
- (3) 第 45 条 (第 52 条において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者
- (4) 第 48 条 (第 52 条において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者
- (5) 第 53 条第 3 項の規定による命令に違反した者